

納税の公平性確保に努めています

納期限内の納税で市税を大切に

市税の滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろん、市にとっても、滞納を整理するために多額の費用がかかるため、大きな損失になります。この費用も、本来は福祉や教育、あるいは、土木事業などに使われるべき貴重な市税から支出されることとなります。

市税は、市民みなさんの財産です。市税を有効に使うため、納期限内の納税にご協力ください。

納期限内の納税が困難な場合は
ご相談ください

病気やケガで働けなくなったなど、納期限内に納税できない事情のある方は、お早めにご相談ください。どうしても支払が困難な方には、分割納付などの納税相談を実施しています。まずは、お電話でも結構です。ぜひお早めにご相談ください。

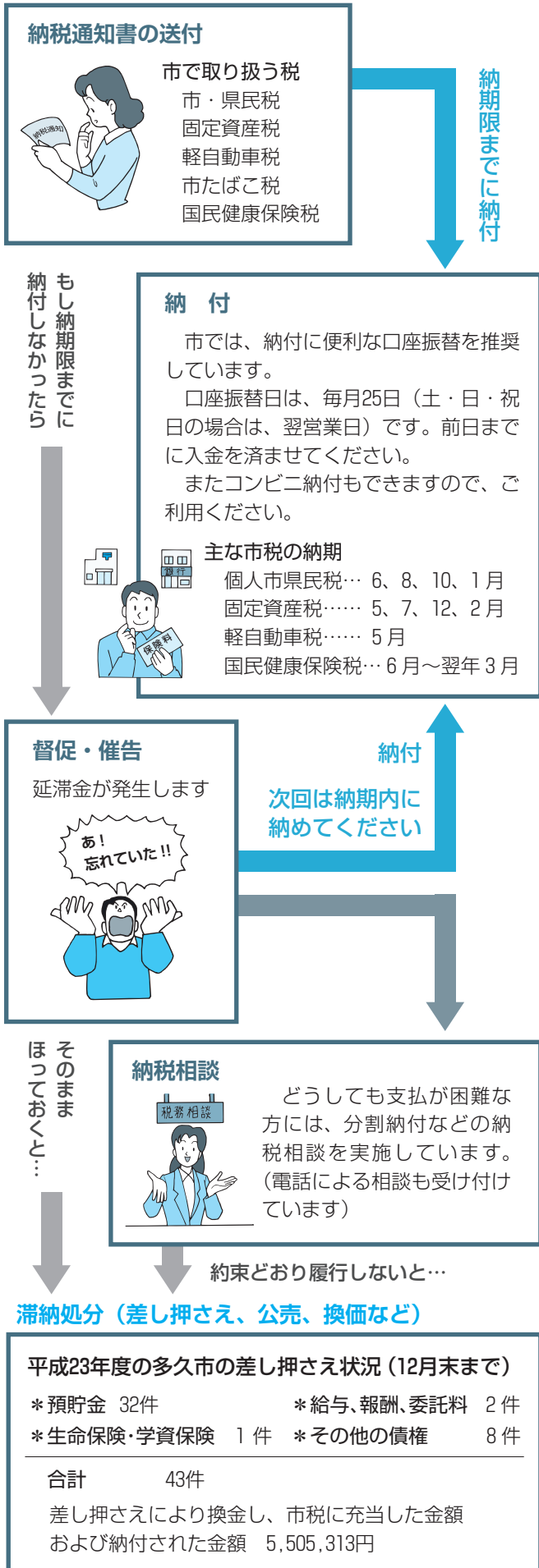
滞納処分を強化しています

滞納になると、地方税法に基づき、督促状を送付します。督促状の送付後も納付がない場合、催告書を送付するなどして、できるだけ早く税金を納めていただくよう、働きかけています。それでもなお、納税されない場合には、大切な市税を確保するため、また、納期限までに納めた方との公平を保つために、財産（不動産、動産、給料、預貯金など）を差し押さえます。また、差し押さえのあとにも特別な理由もなく滞納が続く場合は、差し押さえた財産の取り立てや公売などの処分を行い、

滞納された市税等へ充当することになります。こうした差し押さえや取り立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といえます。滞納処分は、自主的に納税していただけない場合に、法律に基づく手続きにより、市税等の確保を図るものです。

年度末は滞納処分の強化期間です

これから3月までの年度末を『滞納処分の強化期間』としています。納め忘れの市税はありませんか？もう一度ご確認ください。



■問い合わせ 税務課 納税係 ☎75-6115